

標 題：

EPIRB (Emergency Position-
Indicating Radio Beacon)
に対する同等物扱い

NK テクニカル インフォメーション

No. 56

昭和62年2月28日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、SOLAS 74の1983年改正第三章第6.2.3 規則で survival craft EPIRB (Emergency Position-Indicating Radio Beacon) が、新船 (1986年7月1日以降建造された船舶) については、1986年7月1日以降、又現存船 (新船以外の船舶) には、1991年7月1日以降に要求されることは、既に御存知のことと思いますが、このたび、Bahama、Liberia 及び Panama の各国政府から、この survival craft EPIRB の代りに、

- (1) survival craft radar transponderを本船の各舷に備え、更に、
 - (2) 周波数 406MHz で作動する float-free satellite EPIRB を本船に備えることを認める、
- との通知がありましたのでお知らせ致します。

今回のこの措置は、1990年代に予定されている FGMDSS (Future Global Maritime Distress and Safety System) 実施後は、~~survival craft EPIRB~~は、条約上の要件ではなくなり、代りに survival craft EPIRBの機能は上記の survival craft radar transponder と float-free satellite EPIRB がはたすようになることを考慮し、IMO で採択された勧告によるものです。

Bahama、Liberia 及びPanama以外の国籍を有する船舶に対する上記の同等物扱いの適用の可否について、現在、関連政府に問い合わせしております。

本件について、不明な点がございましたら、弊会本部海外業務部までお問い合わせ下さい。

敬 具